

村上市建設工事入札参加資格審査規程実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日

告示第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、村上市建設工事入札参加資格審査規程（平成 20 年村上市告示第 6 号。以下「規程」という。）に基づき一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する建設業者及び共同企業体の資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(資格審査)

第 3 条 規程第 3 条又は第 17 条の規定による建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出があったときは、規程第 6 条又は第 18 条の規定に基づき、次の 1 又は 2 に掲げる基準により審査し、3 に掲げる方法により総合評点を算出するとともに、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事については、4 に掲げる基準に従って等級格付けを行う。

1. 建設業者

(1) 客観的事項

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 85 号。以下「国土交通省告示」という。）の基準により審査するものとする。

(2) 主観的事項

次のアからオに掲げる基準により審査するものとする。

ア 障害者雇用状況

①障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項の規定による障害者の雇用義務がある場合

法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 1 による評点を与える。

②障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項の規定による障害者の雇用義務がない場合

障害者を 1 人以上雇用している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 1 による評点を与える。

イ 男女共同参画の推進状況

新潟県のハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に基づく登録を受けている企業で、下記の①から④までに該当している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 2 による評点を与える。

①次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項又は第 4 項に基づく「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である場合

②経営事項審査の審査基準日現在において、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用している場合

- ③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項又は第7項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である場合
- ④資格審査申請日現在において、新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表又は新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合

ウ 地域貢献度の状況

①災害防止協定の状況

村上市と災害時の応援業務に関する協定等を締結している場合(協定等を締結している団体に加盟し、その団体から証明がある場合も含む。)に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表3による評点を与える。

②国県市道の道路除雪受託の状況

村上市地域の国県市道の道路除雪作業委託を受託している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表4による評点を与える。

③水道(本管)緊急工事受託の状況

村上市の水道(本管)緊急工事を受託している場合(受託団体に加盟し、その団体から証明がある場合も含む。)に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表5による評点を与える。

④消防団協力事業所の認定の状況

村上市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成21年村上市告示第161号)により協力事業の認定を受けている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して別表6による評点を与える。

エ SDGs(持続可能な開発目標)の取組状況

SDGs(持続可能な開発目標)(以下「SDGs」という。)の達成に向けた取組みを行っている企業で、下記の①又は②のいずれか一方又は両方に該当する場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表7による評点を加える。

①SDGsの達成に向けた取組みを自社ホームページに掲載している場合

②SDGsの達成に向けた行動宣言又は行動指針などを策定している場合

オ ドナー休暇制度の導入状況

資格審査申請日現在において、骨髄バンクを介した骨髄又は末梢血幹細胞提供等を行う場合に取得可能な特別休暇(ドナー休暇)を導入し就業規則等に定めている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表8による評点を加える。

2. 共同企業体

(1)客観的事項

国土交通省告示の基準により、規程第17条様式第8号によって審査するものとする。

(2)主観的事項

次のアからオに掲げる基準により審査するものとする。

ア 障害者雇用状況

①障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者の雇用義務がある場合

代表者が法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 1 による評点を与える。

- ②障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項の規定による障害者の雇用義務がない場合

代表者が障害者を 1 人以上雇用している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 1 による評点を与える。

イ 男女共同参画の推進状況

代表者が新潟県のハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱に基づく登録を受けている企業で、下記の①から④までに該当している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 2 による評点を与える。

- ①次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項又は第 4 項に基づく「一般事業主行動計画」を都道府県労働局へ提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である場合
- ②経営事項審査の審査基準日現在において、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに基づく主任技術者になる資格を有する女性を雇用している場合
- ③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項又は第 7 項に基づき策定した「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に提出し、かつ、資格審査申請日現在において、当該行動計画の計画期間中である場合
- ④資格審査申請日現在において、新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表又は新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合

ウ 地域貢献度の状況

- ①災害防止協定の状況

すべての構成員が村上市と災害時の応援業務に関する協定等を締結している場合（協定等を締結している団体に加盟し、その団体から証明がある場合も含む。）に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 3 による評点を与える。

- ②国県市道の除雪受託の状況

すべての構成員が村上市地域の国県市道の道路除雪作業委託を受託している場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 4 による評点を与える。

- ③水道（本管）緊急工事受託の状況

すべての構成員が村上市の水道（本管）緊急工事を受託している場合（受託団体に加盟し、その団体から証明がある場合も含む。）に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 5 による評点を与える。

- ④消防団協力事業所の認定の状況

すべての構成員が村上市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成 21 年村上市告示第 161 号）により協力事業の認定を受けている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して別表 6 による評点を与える。

エ SDGs（持続可能な開発目標）の取組状況

SDGs（持続可能な開発目標）（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組みを行っている企業で、下記の①又は②のいずれか一方又は両方に該当する場合に、

申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 7 による評点を加える。

① SDGs の達成に向けた取組みを自社ホームページに掲載している場合

② SDGs の達成に向けた行動宣言又は行動指針などを策定している場合

オ ドナー休暇制度の導入状況

資格審査申請日現在において、骨髄バンクを介した骨髄又は末梢血幹細胞提供等を行う場合に取得可能な特別休暇（ドナー休暇）を導入し就業規則等に定めている場合に、申請のあったすべての建設工事の種類に対して、別表 8 による評点を加える。

3. 総合評点

次の点数を加算した点数を総合評点とする。

ア 客観点数 建設工事の種類ごとに国土交通省告示の定めるところにより、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 21 条の 3 によって算出された点数。共同企業体においては、規程第 17 条様式第 8 号によって算出された点数

イ 主観点数 前記 1 又は 2 に掲げる点数

4. 格付けの基準

(1) 別表 9 の基準により、建設工事の種類ごとに等級格付けを行うものとする。

(事務取扱)

第 4 条 財政課長は、規程第 13 条及び第 24 条の規定による書類の提出があったときは、審査し、規程第 6 条及び規程第 18 条の規定による入札参加資格者名簿を別記様式第 1 号により作成するものとする。

2 規程第 6 条及び第 18 条の規定による入札参加資格審査結果の通知は、別記様式第 2 号によるものとする。

3 資格審査の結果については、申請者に通知するほか、村上市ホームページに登載し、財政課内において閲覧に供するものとする。ただし、主たる営業所及び従たる営業所が村上市内にない申請者には、通知しないものとする。

(実態調査)

第 5 条 規程及びこの要綱を実施するため、必要により実態調査を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日告示第 216 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 22 年度及び平成 23 年度の申請から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日告示第 92 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 24 年度及び平成 25 年度に係る入札参加資格審査申請から適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 14 日告示第 521 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年度及び平成 27 年度に係る入札参加資格審査申請から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日告示第 117 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 31 日告示第 230 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日告示第 382 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日告示第 98 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記

様式第 1 号 入札参加資格者名簿

様式第 2 号 入札参加資格審査結果

別表1 障害者雇用状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
障害者の雇用義務がある場合 法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合 (共同企業体の場合は代表者が該当している場合)	10
障害者の雇用義務がない場合 障害者を1人以上雇用している場合 (共同企業体の場合は代表者が該当している場合)	10

別表2 男女共同参画の推進状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合 (共同企業体の場合は代表者が該当している場合)	5
女性の技術者を雇用している場合 (共同企業体の場合は代表者が該当している場合)	5
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合 (共同企業体の場合は代表者が該当している場合)	5
新潟県子育て有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表又は新潟県妊娠・出産関連有給休暇制度創設奨励金交付要綱別表の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合 (共同企業体の場合は代表者が該当している場合)	5

別表3 地域貢献度（災害防止協定の状況）に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
村上市と災害時の応援業務に関する協定等を締結している場合（協定等を締結している団体に加盟し、その団体から証明がある場合も含む。） (共同企業体の場合は、すべての構成員が協定を締結していること。)	10

別表4 地域貢献度（国縣市道の除雪受託の状況）に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
村上市地域の国縣市道の道路除雪作業を国縣市から受託している場合 (共同企業体の場合は、すべての構成員が除雪作業受託していること。)	20

別表5 地域貢献度（水道（本管）緊急工事受託の状況）に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
村上市の水道（本管）緊急工事を受託している場合（受託団体に加盟し、その団体から証明がある場合も含む。） （共同企業体の場合は、すべての構成員が水道（本管）緊急工事を受託していること。）	10

別表6 消防団協力事業所の認定の状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項	評 点
村上市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成21年村上市告示第161号）により協力事業所の認定を受けている場合 （共同企業体の場合は、すべての構成員が協力事業所の認定を受けていること。）	10

別表7 S D G s（持続可能な開発目標）の取組状況

主 観 的 事 項	評 点
S D G s の達成に向けた取組みを自社ホームページに掲載している場合	10
S D G s の達成に向けた行動宣言又は行動指針などを策定している場合	

別表8 ドナー休暇制度の導入状況

主 観 的 事 項	評 点
ドナー休暇を導入し就業規則等に定めている場合	10

別表 9

等級格付数値

	土木一式工事		建築一式工事	
	総合評点	技術者数	総合評点	技術者数
A	980 以上	5 人以上	800 以上	2 人以上
		15 人以上		5 人以上
B	810～979	1 人以上	700～799	1 人以上
		5 人以上		3 人以上
C	710～809	—	650～699	—
		2 人以上		2 人以上
D	1 点以上	—	1 点以上	—
		1 人以上		1 人以上

	電気工事		管工事	
	総合評点	技術者数	総合評点	技術者数
A	780 以上	1 人以上	750 以上	1 人以上
		2 人以上		2 人以上
B	680～779	—	650～749	—
		1 人以上		1 人以上
C	1 点以上	—	1 点以上	—
		—		—

	舗装工事		水道施設工事	
	総合評点	技術者数	総合評点	技術者数
A	950 以上	5 人以上	750 以上	1 人以上
		15 人以上		2 人以上
B	1 点以上	1 人以上	650～749	—
		5 人以上		1 人以上
C			1 点以上	—
				—

※ 「技術者数」の上段は 1 級技術者数、下段は 1 級及び 2 級技術者数の合計数

※ 格付にあたっては、「総合評点」の基準は満たすが、技術者数の基準を満たさない場合は、技術者数の基準を満たす等級まで降級する。

※ 舗装工事の A 級業者の要件として、上表の数のほか（外数として）に 1 級舗装施工管理技術者を 1 人以上保有しているものであること。（1 級技術者数：5 人+1 人=6 人以上、1・2 級技術者の合計数：15 人+1 人=16 人以上）